

仙台国税局業務センターのご案内

仙台国税局では、事務処理の一層の効率化を図ることを目的として、「仙台国税局業務センター」(以下「センター」といいます。)を設置し、複数の税務署の申告書入力事務等の一部を集約して行っております。

名 称 仙台国税局業務センター

所在地 〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1-1 仙台北税務署内

対象署 仙台北税務署・仙台中税務署・仙台南税務署
古川税務署・気仙沼税務署・築館税務署・佐沼税務署

- (注) 1 申告書の計算誤りや届出書等の記載不備など、記載内容の確認をお願いしたい事項について、センターの職員から電話や文書で連絡させていただく場合がございます。
2 センターの設置により、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。納税証明書の申請・交付、面接による相談(事前予約制)等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

**届出書・申告書等は
「仙台国税局業務センター」
に郵送してください**

収受日付印のある控えが必要な場合は、次の(1)から(3)を全て同封して投函してください。

- (1) 提出用
(2) 控え用
(3) 返信用封筒
- (手書きの場合は消えないボールペンで記載してください。)
(自分宛の宛名を記載の上、切手を貼付してください。)

※ 届出書・申告書(控)には、後日、提出日に遡って収受日付印を押印することはできません。

※ 届出書・申告書(控)の収受日付印は、収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

窓口で提出する場合は、従来どおり納税者の皆様の所轄税務署までお願いします。

※ 郵送の際は、切り取ってご利用ください。

新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため、自宅等からの届出書・申告書等の提出にご協力をお願いします。

(切り取り線).....

980-8406

仙台市青葉区上杉1丁目1-1
仙台北税務署内

仙台国税局業務センター 行